原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号 国立大学法人東京大学 学長 藤井 輝夫

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請について

標記の保安規定を下記のとおり変更したいので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、変更承認申請いたします。

記

- 1. 変更の理由 別紙1のとおり
- 2.変更の内容 別紙2のとおり
- 3. 施行日 別紙3のとおり
- 4. 変更承認経緯 別紙4のとおり

## 変更の理由

原子炉設置変更承認申請書における原子炉格納施設の構造及び設備に係るろうえい率の記載と令和3年3月30日付けで承認された原子炉施設保安規定及び令和3年6月25日付けで承認された廃止措置計画書における当該箇所とに齟齬があり、設置変更承認申請書に合わせて誤植を修正するものである。

## 変更の内容

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設保安規定の変更箇所を新旧対照表のとおり変更する。

新旧対照表

変更後	備考
	VIII → →
REG201	
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	
( 昭和46年 4月 8日 )	
平成14年11月26日	
平成15年 7月16日	
平成16年 3月31日	
平成16年 5月31日	
平成17年 3月30日	
平成17年 8月 3日	
平成19年 3月23日	
平成24年 9月 6日	
平成26年 2月21日	
平成26年 6月12日	
平成28年 3月31日	
平成29年11月27日	
令和 元年 9月25日	
令和 3年 3月30日	
令和 年 月 日	承知公の泊却
令和 年 月	承認後の追記
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	
	東京大学大学院工学系研究科原子力車攻  DF - 女子 DE 記 Q 保 安 夫 見 定  ( 昭和 4 6年 4月 8日 )  改正 昭和 4 7年 9月 8日 昭和 4 7年 6月13日 昭和 4 7年 7月18日 昭和 4 8年 4月17日 昭和 4 8年 4月17日 昭和 4 8年 4月19日 昭和 5 3年 2月 1日 昭和 5 3年 2月 1日 昭和 5 3年 4月 4日 昭和 5 9年 3月28日 平成 元年 3月28日 平成 10年 1月30日 平成10年 4月 7日 平成10年 4月 7日 平成10年 4月 7日 平成14年1月30日 平成14年1月30日 平成14年1月26日 平成14年1月26日 平成16年 3月31日 平成16年 3月31日 平成16年 3月31日 平成16年 3月31日 平成17年 3月30日 平成19年 3月20日 平成28年 9月 6日 平成29年 9月 6日 平成29年 9月 6日 平成28年 9月21日 平成28年 9月25日 令和 元年 9月25日 令和 3年 3月30日 令和 年 月 1

新旧対照表

WIE ALMA		73 37/54 🗖
変 更 前	変 更 後	備考
第1章 総則	第1章 総則	
第1条から第3条	第1条から第3条	
(省略)	(変更なし)	
第2章 職務及び組織	第2章 職務及び組織	
第4条から第17条	第4条から第17条	
(省略)	(変更なし)	
第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理	第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理	
第1節	第1節	
第 18 条から第 19 条	第 18 条から第 19 条	
(省略)	(変更なし)	
第 2 節	第2節	
第 19 条の 2 から第 19 条の 7	第 19 条の 2 から第 19 条の 7	
(省略)	(変更なし)	
(自主点検)	(自主点検)	本変更に係る関
第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、弥生施設の自主点検を行わなければならない。ただし、廃止	第 20 条	連箇所
措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。	(変更なし)	
2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない。又		
保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。		
3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合には、原子炉本部長		
の承認を受け、その旨を設備に掲示しなければならない。		
4 原子炉本部長は、第5項による臨時自主点検を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長		
に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。		
5 専攻長は、前項の報告(臨時自主点検を除く。)により定期的な保守点検以外の点検が必要と認めた		
ときには、原子炉本部長に対し臨時自主点検を行うよう命ずることができる。		
第 21 条	第 21 条	
(省略)	(変更なし)	
第3節	第3節	
第 22 条から第 31 条	第 22 条から第 31 条	
(省略)	(変更なし)	
第4章 核燃料の管理	第4章 核燃料の管理	
第 32 条から第 35 条	第 32 条から第 35 条	
(省略)	(変更なし)	
第5章 管理区域等の設定	第5章 管理区域等の設定	
第 36 条から第 42 条	第 36 条から第 42 条	
(省略)	(変更なし)	
第6章 放射線管理	第6章 放射線管理	
第1節	第1節	
第 43 条から第 49 条	第 43 条から第 49 条	
(省略)	(変更なし)	
	1 " ' '	1

新旧対照表

変更前	変更後	備考
第2節	第2節	
第 50 条から第 56 条	第 50 条から第 56 条	
(省略)	(変更なし)	
第7章 放射性廃棄物の管理	第7章 放射性廃棄物の管理	
第 56 条の 2 から第 59 条	第 56 条の 2 から第 59 条	
(省略)	(変更なし)	
第8章 非常時の場合の措置	第8章 非常時の場合の措置	
第 60 条から第 62 条	第 60 条から第 62 条	
(省略)	(変更なし)	
第9章 保安教育及び訓練	第9章 保安教育及び訓練	
第 63 条から第 64 条	第 63 条から第 64 条	
(省略)	(変更なし)	
第10章 記録その他	第 10 章 記録その他	
第 65 条から第 66 条	第 65 条から第 66 条	
(省略)	(変更なし)	
第 11 章 品質マネジメントシステム	第11章 品質マネジメントシステム	
第 67 条から第 73 条	第 67 条から第 73 条	
(省略)	(変更なし)	
附則	附則	
昭和46年4月8日から令和3年3月30日	昭和46年4月8日から令和3年3月30日	
(省略)	(変更なし)	
	<u>(令和 年 月 日)</u>	
	この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。	承認後の追記
別図第1から別図第5	別図第1から別図第5	
(省略)	(変更なし)	
別表第1から別表第8の2	別表第1から別表第8の2	
(省略)	(変更なし)	

誤植による修正

	検査項目	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		外観検査	作動検査	年次点検	. 点檢校正	外観検査	作動検査	年次点検	外観検査	外観検査	作動検査	外観検査
性能維持施設の性能検査*) (第20条第1項関係)	維持すべき性能	・有意な損傷等がないこと	・有意な損傷がないこと (水量を保持できること)	・有意な損傷等がないこと	·空気漏洩率 ( <u>5%/h</u> 以内)	・定格荷重 (10t) の荷が移動できること	・~3.00kPa まで計測できること ・-20~50℃の温度及び 0~100%の湿度が記録できること	・有意な損傷等がないこと	・負圧が維持できること	・定格荷重 (10t) の荷ぶ移動できること	・HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること	<ul><li>・外観に異常がないこと</li><li>・配線の腐食、ゆるみがないこと</li></ul>	<ul><li>・商用電源 6600V を受電できること</li></ul>	・外観に異常がないこと ・著しい損傷や異音、異臭が認められないこと
別表第9 性能維持	対象機器	遮蔽壁(外壁、天井)	パネトワーツョン	気密扉 (1878年 11年)	(ハーノリル準、人雄) スライド扉	天井クレーン	負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	気密扉	(パーソナル扉、大扉)	天井クレーン	研究棟	受変電設備		非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機)
	設備区分			原子炉室			<b>炉室給排気測定系</b>		原子炉実験準備室		附属建屋		雪气影備	
	施設区分				原子炉格納施設			その他原子炉の所属施設						

変更前

性能維持施設の性能検査* <sup>』</sup> (第20条第1項関係)	維持すべき体能
別表第9 性能維持 (第20条第	<b>対象機器</b>
	<b>特里尼</b>

(第20条第1項関係)	検査項目	从組除本	7个既(快)直	外観検査	作動検査	年次点検	点検校正	外観検査	作動検査	年次点検	外観検査	外観検査	作動検査	外観検査
	維持すべき性能	・有意な損傷等がないこと	・有意な損傷がないこと (水量を保持できること)	・有意な損傷等がないこと	·空気漏洩率( <u>5%/日</u> 以内)	・定格荷重 (10t) の荷ぶ移動できること	・~3.00kPa まで計測できること ・-20~50°Cの温度及び 0~100%の湿度が記録できるこ と	・有意な損傷等がないこと	・負圧が維持できること	・定格荷重(10t)の荷ぶ移動できること	・HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること	<ul><li>・外観に異常がないこと</li><li>・配線の腐食、ゆるみがないこと</li></ul>	・商用電源 6600V を受電できること	<ul><li>・外観に異常がないこと</li><li>・著しい損傷や異音、異臭が認められないこと</li></ul>
	対象機器	遮蔽壁(外壁、天井)	<b>パネトワー</b> ツョン	気密扉 (パーソナル扉、大扉) スライド扉 天井クレーン		天井クレーン	負圧制御装置 (技術盤の温湿度計を含む)	気密扉	(パーソナル扉、大扉)	天井クレーン	研究棟	受変電設備		非常用電源 (無停電電源設備) (ディーゼル発電機)
	設備区分	原子炉室					炉室給排気測定系		原子炉実験準備室	原子炉実験準備室 附属建屋			雪気設備	
	施設区分				原子炉格納施設		その他原子炉の下野属施設							

変 更 後

## 施行日

この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。

## 変更承認経緯

- 1. 昭和46年 4月 8日付け 46水原第102号をもって承認
- 2. 昭和46年 9月 8日付け 46水原第250号をもって変更承認
- 3. 昭和47年 6月13日付け 47水原第106号をもって変更承認
- 4. 昭和47年 7月18日付け 47水原第211号をもって変更承認
- 5. 昭和48年 4月17日付け 48水原第11号をもって変更承認
- 6. 昭和48年 5月 4日付け 48水原第129号をもって変更承認
- 7. 昭和49年 8月19日付け 49水原第202号をもって変更承認
- 8. 昭和50年12月19日付け 50原第9827号をもって変更承認
- 9. 昭和53年 2月 1日付け 53安 (原規) 第2号をもって変更承認
- 10. 昭和53年 4月 4日付け 53安 (原規) 第99号をもって変更承認
- 11. 昭和55年 3月 3日付け 55安 (原規) 第2号をもって変更承認
- 12. 昭和59年 3月28日付け 59安 (原規) 第60号をもって変更承認
- 13. 平成元年 3月28日付け 元水原第242号をもって変更承認
- 14. 平成 4年 8月21日付け 4水原第441号をもって変更承認
- 15. 平成 6年10月14日付け 6水原第793号をもって変更承認
- 16. 平成10年 2月26日付け 10水原第63号をもって変更承認
- 17. 平成10年 4月 7日付け 10水原第132号をもって変更承認
- 18. 平成12年11月30日付け 12水原第746号をもって変更承認
- 19. 平成13年 3月14日付け 12水原第1049号をもって変更承認
- 20. 平成14年10月31日付け 14水原第603号をもって変更承認
- 21. 平成14年11月26日付け 14水原第646号をもって変更承認
- 22. 平成15年 7月16日付け 15水原第357号をもって変更承認
- 23. 平成16年 3月31日付け 15水原第783号をもって変更承認
- 24. 平成16年 5月31日付け 16水原第184号をもって変更承認
- 25. 平成17年 3月30日付け 16水原第727号をもって変更承認
- 26. 平成17年 8月 3日付け 17水原第537号をもって変更承認
- 27. 平成19年 3月23日付け 18水原第617号をもって変更承認
- 28. 平成24年 9月 6日付け 24水原第201号をもって変更承認
- 29. 平成26年 2月21日付け 原管廃発第1402202号をもって変更承認
- 30. 平成26年 6月12日付け 原規規発第1406124号をもって変更承認
- 31. 平成28年 3月31日付け 原規規発第16033124号をもって変更承認
- 32. 平成29年11月27日付け 原規規発第1711278号をもって変更承認
- 33. 令和元年 9月25日付け 原規規発第1909254号をもって変更承認
- 34. 令和 3年 3月30日付け 原規規発第2103308号をもって変更承認